



# 島根県報

令和4年1月4日（火）

第 274 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

行政書士法施行細則の一部を改正する規則 (総 務 課) 2

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

**【公 告】**

公共測量の終了 (技 術 管 理 課) 3

**【公安規則】**

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規 (警 察 本 部) 3

則の一部を改正する規則

**公布された条例等のあらまし**

## ◇行政書士法施行細則の一部を改正する規則（規則第1号）

## 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第2号）

## 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第17号—様式第19号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月4日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第1号**

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「㊟」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月4日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第2号**

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第17号から様式第19号までの様式中「㊟」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年12月14日に終了した旨益田県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年1月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年4月30日から同年12月14日まで

3 作業地域

益田市匹見町紙祖

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月4日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

### 島根県公安委員会規則第1号

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」の次に「及び島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）第10条」を加える。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法令 法律、法律に基づく命令、島根県公安委員会規則及び島根県公安委員会が定める規程をいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第8号及び島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第6号に規定する申請等をいう。

第2条第2項中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）」を「法及び条例」に改める。

第3条中「第11条第1項」の次に「及び島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第10条」を加え、「公安委員会等が定める」を「島根県公安委員会が定める」に改める。

第4条第1項中「第6条第1項」の次に「又は条例第3条第1項」を加え、同条第5項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

第5条中「第6条第3項」の次に「及び条例第3条第3項」を加える。

第6条中「第6条第4項」の次に「及び条例第3条第4項」を加える。

第7条に次の3項を加える。

3 第3条に規定する申請等のうち条例第2条第1号に規定する条例等に基づく申請等をする者について対面により本人

確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき前3条の規定を適用する。

- 4 前項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、第1項各号に掲げる場合と同様とする。
- 5 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

別表第2を次のように改める。

**別表第2（第3条、第6条関係）**

法 令	規 定	申 請 等
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任又は解任の届出
	第78条第1項	道路使用許可の申請
	第78条第4項	道路使用許可証の記載事項の変更の届出
	第78条第5項	道路使用許可証の再交付の申請
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項	通行禁止道路における通行許可の申請
	第8条第1項	制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請
島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）	第8条第2項	駐車許可の申請
	第16条第4項	安全運転管理者等に関する届出書の記載事項の変更の届出
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項	警備業の廃止の届出
	第16条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）	服装（護身用具）の届出
	第16条第3項	服装の変更の届出
	第17条第2項	護身用具の変更の届出
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	小型無人機等の飛行に関する通報
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項	責任者の選任の届出
大規模災害発生時における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程（令和3年島根県公安委員会規程第4号）	第5条（第11条において準用する場合を含む。）	緊急通行車両等（規制除外車両）の確認に係る事前届出

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第5項の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「改正法」という。）附則第1条第7号の改正法第49条の規定につき政令で定める日から施行する。